

木造軸組工法住宅の横架材及び基礎のスパン表【令和7年度4月施行対応版】Q&A

番号	ページ	Q	A
1	全般	新スパン表(令和7年4月施行対応版)は、前提となる荷重条件等が旧スパン表(2018年版)から変わっているとのことだが、旧スパン表を引き続き使うことはできるものか？	新スパン表の適用範囲や計算方法について基本的には変更していませんが、階高の条件や荷重条件等の適用条件の変更箇所に注意が必要となるため旧スパン表は使用せず、新スパン表を使用してください。
2	全般	2階の耐力壁が直下で柱で支持されていない場合にはどのようにスパン表を使えばよろしいか？	2階の耐力壁が直下で柱で支持されていない場合は、品確法が水平力に対する横架材の確認を求めているため、耐力壁端部の柱が支持する長期荷重及び積雪荷重についてその他の場合と同様に N_c を求めてスパン表を使用します。
3	全般	旧スパン表は建築基準法の4号特例の対象となった場合は建築確認の際に提出義務はなく、性能表示の申請の際に提出していたが、今回の改正建築基準法による4号特例の縮小により構造設計図書の提出が必要となった場合には提出義務があるのでしょうか。	今回の改正建築基準法による4号特例の縮小により構造設計図書の提出が必要となった場合には、構造基準の仕様規定を満たしていることを示す所要の構造設計図書の提出義務があります。スパン表は住宅性能表示の申請用に作成したもので、確認申請時に必要とされる構造設計図書には含まれません。
4	3	新スパン表には、新たに階高制限3.2m以下の条件が追加されたが、階高が3.2mを超えた場合には、新スパン表をどのように使えばよろしいか？	改正建築基準法により高さ制限が13mから16mに緩和されましたが、新スパン表の作成においては、一般的な住宅の階高を前提として階高制限を3.2mとしていることから、原則階高制限の3.2m以下で使用して下さい。但し階高制限の3.2mを超える場合でも、軽い仕様にするなどして全体の重量が算定条件より軽くなっていれば適用することが可能です。
5	358	基礎スパン表についても、新スパン表(令和7年4月施行対応版)は、前提となる荷重条件等が旧スパン表(2018年版)から変わっているとのことだが、旧スパン表を引き続き使うことはできるものか？	基礎スパン表についても、新スパン表の適用範囲や計算方法について基本的には変更していませんが、適用条件の変更箇所に注意が必要となるため、旧スパン表は使用せず、新スパン表を使用してください。
6	358	小屋裏とかオーバーハング等の荷重が多い場合には、基礎スパン表をどのように使えば良いか？	小屋裏とかオーバーハング等の荷重が多い場合には、新スパン表の荷重換算表において必要な荷重を加算して基礎スパン表を用いることが可能です。
7	359	新スパン表を使う際には、スパン表に掲載されている人通口を基礎に設けなければならないのか。	新スパン表に掲載している人通口につきましては、計算方法の一例ですので、他の計算方法によるものを用いても構いません。
8	379	基礎梁の短期の検討の際の引き抜き力の低減方法について、どのように計算することができるのか示してほしい？	手順6)図3.4-16に示すような検討対象とする基礎梁が中間部で引抜き力を受ける場合には、手順1)から3)に示しているのがキャンティ梁として応力算定しているのに対し、単純梁として算定した応力になるように低減係数を計算しています。